

のリストラ攻勢を強めています。退職勧奨・強要を繰返し、それを拒絶すると「自己都合退職に応じなければ、解雇もある」と脅迫してくる例が増えていきます。しかし会社は社員を「容易に」解雇する」とは出来ません。

辞める人のほとんどは退職勧奨・強要を受け、嫌気がさしたり、会社への絶望による「自己都合退職」です。所屬長が「解雇もありえる」と言つ場合は、相当悪質な退職強要となり違法です。

解雇制限

日本IBMの場合②が全く当てはまりませ
ん。①の「人員整理の必要性」では、「整理解雇を行わないと、経営を維持できない」程度の必要性が求められます。2011年に1000億円近い経常利益を上げている日本IBMは完全に対象外です。②の「解雇回避努力義務の履行」は「希望退職募集」「役員報酬削減」「新規採用抑制」などを行い、整理解雇を行わなければならぬということです。しかし日本IBMは

主社の無理な導近に屈することなく、後悔しないためにも退職勧奨・強要を受けた場合は「辞めません」とはつきり答え組合に相談して自分の雇用を守る」とを考えください。

組合に加入して退職勧奨・強要は撲滅しよう
解雇は「容易に」出来ない

のリストラ攻勢を強めています。退職勧奨・強要を繰返し、それを拒絶すると「自己都合退職に応じなければ、解雇もありえる」と脅迫してくる例が増えていました。しかし会社は社員を「容易に」解雇することは出来ませ
ん。

日本IBMの場合②が全く当てはまりませ
ん。①の「人員整理の必要性」では、「整理解雇を行わないと、経営を維持できない」程度の必要性が求められます。2011年に1000億円近い経常利益を上げている日本IBMは完全に対象外です。②の「解雇回避努力義務の履行」は「希望退職募集」「役員報酬削減」「新規採用抑制」などを行い、整理解雇を行わなければならぬということです。しかし日本IBMは

主社の無理な導近に屈することなく、後悔しないためにも退職勧奨・強要を受けた場合は「辞めません」とはつきり答え組合に相談して自分の雇用を守る」とを考えください。

2011年度労働時間と休暇取得状況
残業多く休暇取れず ひどい状況前年と変わらず

会社が毎年公表している「年間労働時間と休暇取得状況」について、2002年より2011年までを表にまとめました。2010年に急増した所定外労働時間（残業時間）は若干減ったものの、年休取得率や年休カット日数はほぼ変わらず、残業が多く休暇が取れない状況が続いている。

年間労働時間と休暇取得状況(2002年~2011年)										
年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
1 労働時間(一般職)										
所定労働時間	1854	1847	1854	1847	1885	1882	1847	1832	1847	1847
年休取得時間	127	133	124	123	124	119	114	115	107	108
欠勤時間	20	10	18	29	19	21	18	10	13	14
所定内労働時間	1708	1704	1714	1885	1742	1722	1715	1707	1727	1725
所定外労働時間	144	153	183	158	183	159	158	155	192	180
総要労働時間	1852	1857	1877	1853	1805	1881	1873	1882	1819	1905
2 年次有給休暇										
2-1 一般職										
年休取得日数	18.7	18.0	18.2	18.2	16.3	15.7	15.0	15.2	14.1	14.2
年休取得率(%)	55.0	52.0	50.8	51.0	51.2	50.0	48.4	47.3	42.3	42.4
年休カット日数	2.1	2.8	3.1	3.1	3.2	3.2	3.4	3.9	5.5	5.2
年休カット人數	1740	2103	2208	1882	1563	1438	1432	1554	1911	1694
年休カット人率(%)	31.7	38.4	42.0	43.1	44.1	45.7	47.1	50.4	62.5	60.1
2-2 専門職										
年休取得日数	20.1	18.1	19.0	18.5	18.5	17.7	17.1	18.7	15.8	16.1
年休取得率(%)	50.9	47.7	47.3	45.8	45.4	44.0	42.1	40.4	36.1	38.2
年休カット日数	3.6	4.5	4.5	4.9	5.1	5.4	6.1	8.8	7.7	7.8
年休カット人數	3612	4387	5339	5823	6253	6823	7034	7418	8280	8130
年休カット人率(%)	43.8	51.3	50.7	55.1	58.0	62.2	68.0	70.2	73.8	74.2

注)
・2004年から裁量勤務制導入
・2002年～2004年は38時間制のデータのみ掲載（2005年以降は38時間制に統一）
・出向社員は除く

大和事業所から
した。これに伴う通
洲カフェテリアの消
等が発生しています。
そこで東京ラボラトリリー
を率いる久世執行役員は
「大和研究所の事業の柱
は『基礎研究』『ハード
ウェア・ソフトウェア製
品開発』『製造』『製品
サービス』と位置づけら
れていたが、昨今の激し
い変化の中で、これまで
のような製品開発スタイル
では市場に対しても大き
なインパクトを出せない
組織を越え、企業を越え
国境を越えた協業体制の
下で、新しい形の研究開
発を目指す」と発表しま
した。

すでに大部分の豊洲へ
の移転は完了しており、

移転がほぼ終了しました。勤困難の発生や、豊洲移転が発表されたのは2011年4月26日。組合は事前に閉鎖の情報は入手していましたが、まさか東日本大震災の1ヶ月半後に移転発表をするとは驚きました。それは震災の影響で見直し作業が必要であると誰もが考えていたためです。そのため建物の耐震性、豊洲地区の液状化、東京への一極集中など多くの疑問

多數力通電團體

特に多くの社員が通勤困難になることは、事前にわかつていたことです。組合はそのような事態が発生しないように、発表前から会社に対し従業員の生活を守るため、移転先を配慮するように申し入れを行つていました。

また、この移転に伴い、豊洲から幕張、箱崎や横浜北へ玉突きで数百名が移動となっています。豊洲勤務であった従業員にも通勤困難になつた方がいると思われます。

もどもとオフィス用途のフロアーに大型のサークル機を設置するなど、次に大きな地震がきて被害が発生すれば、それは「想定内」とも言える無

華業活版

自先の大和事業所を閉鎖するための一時的な投資となつていてます。

また、組合から豊洲事業所にカフェエティアを設けるように毎年要求をし続け、カフェエティアを設けました。しかし300人の施設としては、その規模やメニューなど、豊洲勤務者の要求を満たすには程遠い状況であり、大幅な改善を行うようになにか社会に要求します。

瑞應堂

事業所名	職場名
本社	事業推進、事業企画・オペレーションズ
本社	第一契約推進、リーガルサポートセンター
本社	価格計画、S&D価格計画
本社	SWG、グローバル・ライセンシング事業部、ELAソリューションズ
新規	T S L . 第一 Lotus T S
新規	I G A A S . イノベーション推進
豊洲	T S L . I S E L . S y s t e m 技術
古巣	I S C J . 第二 A S 本部、第一 A S 部
大阪	G F S . 西日本グリーンファシリティ S V C

人 品 南 澤	S 3 C , 第八 M R リバーハウス
京 都 蘭 池	サービス & オペレーションズ、生産技術
●組合事務所電話	0 3 - 3 5 8 3 - 9 0 3 7 火、水、金 10時~16時
F A X	0 3 - 5 5 6 2 - 0 8 5 3
e-mail	jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp, HP http://www.i.bekkoame.ne.jp/~jmiu/

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号です。

組合なんでも相談窓口担当者			
事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	事業推進・事業企画・オペレーションズ	杉野 慎作	1205-6550
本社	第一契約推進、リーガルサポートセンター	牧村 武	1712-5538
本社	価格計画・S&D価格計画	石原 隆行	1205-6483
本社	SWG、グローバル・ライセンシング事業部、ELAソリューションズ	大場 伸子	1206-4650
幕張	T S L、第一Lotus TS	田中 純	1819-4224
幕張	I G A A S、イノベーション推進	高山 弘之	1804-8516
豊洲	T S L、I S E L・S y s t e m技術	大岡 疎久	1801-2359
古町	I S C J、第二A S本部、第一A S部	板倉 浩	1209-2972
大阪	G F S、西日本グリーンファシリティS V C	山本 茂秋	1505-5420
大阪南港	S S O、第六M RサーバーM GT	高岡 雅之	1612-6042
京都御池	サービス & オペレーションズ、生産技術	古川 肇	1616-8523
●組合事務所電話	03-3583-9037 火、水、金 10時~16時		
FAX	03-5562-0853		

日本語版元：株式会社アスク、販売元：株式会社アスク、販売店：株式会社アスク

東京法律事務所 弁護士 水口 洋介 03-3355-0611㈹
<http://analyticalsociaboy.txt-nifty.com/yoakemaeka/>
東京都新宿区四谷一丁目2番地 伊藤ビル6F
労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます。
(お手数ですが電話により予約をお願いします)